

掛川市森林総合対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、森林資源を保全するとともに、市内産の木材の需要拡大、森林及び木材に関する啓発並びに森林整備を担う人材の育成を図るため、森林総合対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「森林総合対策事業」とは、別表事業の区分の欄に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「森林所有者等」とは、別表補助対象者の欄に掲げる者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書
 - ウ 収支予算書
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の事業費が20%を超えて増減する場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しては

ならないこと。

- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第2号）
- イ 変更事業計画書
- ウ 変更収支予算書
- エ その他市長が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第3号）
- イ 事業実績書
- ウ 収支決算書
- エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 掛川市シカ防護柵等点検モデル事業費補助金交付要綱（令和元年11月1日施行）及びかけがわ

の木活用促進事業費補助金交付要綱（令和3年8月11日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象				補助率（額）
事業の区分	補助対象者	事業の内容	経費	
シカ防護柵点検等事業	シカ食害防護柵等の点検等事業を実施する森林所有者、林業事業者（森林の所有者から委託を受けて造林及び伐採等の作業を行う事業者を含む。）その他市長が適当と認める団体	植栽木をシカ等の野生生物による食害から保護するため、防護柵等（設置から10年以内で、植栽面積が0.1ha以上のものに限る。以下この項において同じ。）の点検巡視及び補修を行う事業	防護柵等の対象地における点検及び補修に要する経費（標準事業費は植栽面積1ha当たり2人組1回につき46,000円）	対象経費の2分の1以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める補正係数を適用する。 (1) 平均傾斜度が20度以下の団地 0.9 (2) 造林地が隣接し、又は近接している団地 次に掲げる区分に応じ、次に定める率を乗じて得た額 ア 1ha以下 1.0 イ 1haを超え2ha以下 0.9 ウ 2haを超え3ha以下 0.8 エ 3haを超え4ha以下 0.7 オ 4haを超え 0.6
かけがわの木活用促進事業	しずおか木使い施設推進事業実施要領（令和2年3月27日付け森林第455号経済産業部長通知）に基づいて申請し、自ら居住する以外の目的のため、市内で生産し、及び加工した木材を一定量使用し、市内において施設を新築し、若しくは増改築し、又は木質化する者（国及び地方公共団体を除く。）	市内で生産し、及び加工した木材を使用量全体の20%以上用いて木造施設を新築し、若しくは増改築し、又は施設を木質化する事業	必要な木材購入に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、市内で生産し、及び加工した木材の使用量（1㎡未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 木造施設の新築又は増改築 1㎡につき15,000円とし、30万円（市内の森林又は木材の関係者が協同して設置する場合は、100万円）を限度とする。 (2) 施設の木質化 使用量1㎡につき3,500

	自ら居住する以外の目的のため、市内で生産し、及び加工した木材を一定量使用し、市内において施設を新築し、若しくは増改築し、又は木質化しようとする者（国及び地方公共団体を除く。）	市内で生産し、及び加工した木材を使用量全体の50%以上用いて木造施設を新築し、若しくは増改築し、又は施設を木質化する事業		円とし、14万円（市内の森林又は木材の関係者が協同して木質化する場合は、50万円）を限度とする。
生活環境周辺森林整備事業	住居等の生活環境周辺の所有森林を整備する森林所有者、管理者及び森林所有者から委託を受けた者	森林法（昭和26年法律第249号）第2条の森林（樹林化した農産物及び庭園木を除く。以下この項及び次項において同じ。）の有する機能の維持管理又は防災のため、所有する森林を整備する事業	森林整備のための樹木の伐採、収去作業又は森林整備に必要な作業道整備に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
地域の森整備事業	居住地周辺の環境整備及び保健休養に森林を活用するため、森林を整備する森林所有者、林業事業体、特定非営利活動法人、自治区並びに森林保全活動を行う団体及び企業	市内における居住地周辺の環境整備及び保健休養に森林を活用するため森林を整備する事業	1 樹木の伐採及び収去作業に要する経費 2 市内産の木材を活用した歩道及び休憩施設整備に要する経費 3 森林整備に必要な作業道の整備に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

森林・木材を学ぶ事業	森林及び木材に関する啓発活動並びに森林環境教育活動を行う者	森林及び木材の普及のために市内で行う体験学習、講習会及び森林教室並びに林業者等が研究等のために行う講習会及び現地研修会の実施事業（同一整備事業者が当該年度内に実施する場合は1回限り。）	林業及び木材産業の体験会、講習会、現地研修会及び森林観察会並びに子供を対象とする市内産の木材を活用した木製遊具等の提供に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
山林境界・所有者確定事業	森林整備を行うことを目的として、市内の森林の境界及び所有者の確定を行う者	森林整備を推進するため、所有者及び境界の不明について確定する事業	1 測量及び境界立会その他山林境界確定業務に要する経費 2 登記簿情報の整理その他森林所有者確定業務に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
森林・林業就労者、森林環境教育安全対策事業	森林整備及び林業に従事する者並びに森林及び木材に関する啓発活動並びに森林環境教育等を実施する森林所有者、林業事業者、特定非営利活動法人、自治区等並びに森林保全活動及び森林環境教育等の普及啓発活動を行う団体及び個人	1 林業従事者及び事業者の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上及び労働安全性の向上につながる事業 2 森林環境教育実施の安全性の向上につながる事業	1 安全作業用保護服等整備に要する経費 2 無線により伐採作業者が双方向で通話可能な装備の整備に要する経費 3 森林整備作業員の研修に要する経費 4 森林環境教育実施者の研修に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
かけがわの木加工促進事業	市内産の木材の利用に向けた木材加工品の開発を行う者	市内産の木材を利用した木材加工品の開発事業	木材加工品の開発に要する経費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

森林総合対策事業費補助金交付申請書

(実施事業：)

第 号
年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名 称
代表者

年度において、森林総合対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 添付書類 別紙のとおり
- 5 その他

(注) 実施事業の欄には、別表の「事業の区分」の欄に掲げる事業名を記載すること。

森林総合対策事業計画変更承認申請書

(実施事業：)

第 号
年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた森林総合対策事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更事業計画書 別紙のとおり
- 4 変更収支予算書 別紙のとおり
- 5 その他

(注) 実施事業の欄には、別表の「事業の区分」の欄に掲げる事業名を記載すること。

完 了 報 告 書

(実施事業：)

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
報告者 名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた森林総合対策
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

(注) 実施事業の欄には、別表の「事業の区分」の欄に掲げる事業名を記載すること。

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者 氏 名 ㊟

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた森林総合対策事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地

請求者 名 称

代表者

役職名

担当者 氏 名

電 話

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人